

岩手県告示第115号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和2年4月1日から施行し、公衆浴場入浴料金の指定（平成26年岩手県告示第851号）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和2年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

12歳以上の者	6歳以上12歳未満の者	6歳未満の者
480円	170円	80円